

平成 3 1 年度

国民健康保険事業実施計画書(案)

富里市健康福祉部国保年金課

平成31年度事業実施計画書

(1) 国保税の収納率向上対策の推進

富里市

区 分	事業目的及びその実施計画	事業実施予定期間	事業の実施方法及び実施体制	備 考
①徴収体制 ⑥職員の研修	徴収対策に従事する職員は研修に参加し、職員の資質向上を図るとともに、収納率の向上に資する。	適 宜	滞納整理の研修に参加。(職員を対象に差押え、競売研修等への参加)	
②滞納処分の強化	収納状況を分析し、実態に即した徴収計画作成の一助とする。	平成31年8月	前年の所得階層別、年税額別、職業別、在住年数別等の徴収状況調査を実施する。	
②滞納処分の強化 ③滞納処分の執行停止の適正な運用 ④休日納付相談の実施	預金調査等、滞納者の財産調査を実施し、担税力の見極めによる実情に即した滞納処分を図る。	随 時	1. 給与、預金、不動産等の財産調査の実施 2. 被保険者証更新時の納付相談の実施 3. 個別の納付相談対応(分割納付による納付指導) 4. 休日納税相談窓口の開設(第4日曜日) 5. 実情を把握し、担税力を見極め滞納処分を行う(給与、預金、不動産等インターネットを活用したネットオークションの実施等) 6. 滞納管理システムによる滞納処分対象者の納税課とのデータの共有管理	
⑤口座振替の推進	口座振替を推進し、収納率の向上を図る。	平成31年4月	1. 区長回覧、広報により口座振替の原則化の周知を行い口座振替申込みの促進を行う。	
⑤口座振替の推進	口座振替を推進し、収納率の向上を図る。	平成31年7月	納税通知書にはがきタイプの口座振替申込書を同封する。	
⑤口座振替の推進	口座振替を推進し、収納率の向上を図る。	随 時	マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスを活用し、キャッシュカードによる申込みのため銀行届出印が不要になり、納税者の利便性が向上することにより、口座振替を推進する。また、受付窓口を国保年金課、納税課、日吉台出張所の3か所の窓口で行う。	

⑦保険税賦課事務の適正化	未申告者の解消及び軽減世帯の適正な賦課事務を行うため、申告の勧奨を図る。	平成31年8月	1. 未申告者の把握 2. 未申告者用申告書を作成し申告書の送付、申告の催告を行う（年1回） 3. 電話等による勧奨 4. 軽減制度の周知（市の広報紙やホームページ）	
⑦保険税賦課事務の適正化	適正な賦課を行うため、社会保険加入者に対して喪失届の勧奨を行う。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	国民年金被保険者記録に基づき社会保険加入者に対して喪失届の勧奨を行い、届出期限後は職権により喪失処理を行う。	
⑧被保険者指導等の徹底	被保険者の知識の向上に資するため、市広報紙への掲載及びパンフレット等を配布する。	適 宜	1. 市広報紙による国保記事の掲載 2. パンフレットの作成・配布 （1）窓口配布 （2）納税通知書へ同封	

(2) 医療費適正化対策の推進

区 分	事業目的及びその実施計画	事業実施予定期間	事業の実施方法及び実施体制	備 考
①適用適正化対策の推進	適用対象の被保険者を的確に把握するため、適用者の資格の確認を行い、国民健康保険事業の健全な運営に資する。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	擬制世帯，老人世帯，単身世帯，所得軽減世帯，所得零世帯，所得無申告世帯を対象に資格の確認をし、不適正なものに対して資格の適正化の措置を取るものとする。	
①適用適正化対策の推進	社会保険加入者に対して喪失届の勧奨を行う。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	国民年金被保険者記録に基づき社会保険加入者に対して喪失届の勧奨を行い、届出期限後は職権により喪失処理を行う。	
①適用適正化対策の推進	退職者医療制度による退職被保険者の適用適正化を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資する。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	国保連合会からのデータにより対象者を把握し、職権適用を行い、必要に応じて退職被保険者該当通知等の文書を送付する。	
①適用適正化対策の推進	居住不明者被保険者の現地調査を行う。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	郵便物返送等による居住不明の被保険者の現地調査を行い、不居住が確認できた場合、市民課へ職権消除依頼をして資格の適正化を図る。	
②レセプト点検等の充実	レセプトの内容点検により、診療報酬支払いの適正化を図る。年4回実施	平成31年5月 ～ 平成32年2月	年4回レセプトの単月点検，3ヵ月まとめた縦覧点検及び調剤レセプトとの突合を実施し、疑義レセプトの発見により審査機関へ再審査の請求を行う。 外部委託	
②レセプト点検等の充実	医療費分析を行うことにより富里市の医療費動向を把握し、医療費適正化に資する。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	国保連合会との契約業務によりレセプトデータから疾病分類，一人当たり医療費等の医療費分析を行う。 外部委託：国保連合会	
③医療費通知の送付	被保険者に対し、医療費の額の通知を行うことにより、医療費と健康に対する認識を深めてもらい国民健康保険事業の健全な運営に資する。	平成31年6月 ～ 平成32年3月	世帯主あて年4回医療費通知を郵送し、医療費適正化と健康に関する啓発を行う。	

④ジェネリック医薬品 差額通知の送付	被保険者に対し、ジェネリック差額通知を行うことにより、医療費と健康に対する認識を深めてもらい国民健康保険事業の健全な運営に資する。	平成31年6月 ～ 平成32年3月	世帯主あて年4回ジェネリック差額通知を郵送し、 医療費適正化と健康に関する啓発を行う。	
⑤啓発活動	被保険者の保険知識の向上に資するため、市広報・ホームページへの掲載及びパンフレットを配布する。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	・ 広報紙・ホームページによる国保記事の掲載 ・ パンフレットの作成配布 窓口での資格取得世帯への配布 随時 高齢受給者証（被保険者証一体型）更新時に高齢世帯へ郵送 7月	

(3) 保健事業の充実

区 分	事業目的及びその実施計画	事業実施予定期間	事業の実施方法及び実施体制	備 考
①人間ドック等の助成	被保険者の疾病の早期発見・早期治療と健康管理を目的として人間ドック等の検査費用の助成を行う。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	40歳以上の対象者に、被保険者からの利用申請により市が検査費用の一部を助成する。 人間ドック検査費用の1/2（限度額2万円） 脳ドック検査費用の1/2（限度額2万円）	
②特定健診・特定保健指導の充実 ③データヘルス計画の実施	健康管理及び生活習慣病予防のため特定健康診査を実施する。	平成31年5月 ～ 平成31年9月	40歳から74歳の被保険者を対象とし、5月から7月に特定健診を実施する。なお、未受診者に対して予備日を設け、9月に3日間特定健診を行う。	
②特定健診・特定保健指導の充実 ③データヘルス計画の実施	特定健康診査の結果により保健指導を行う。	平成31年7月 ～ 平成32年3月	生活習慣の改善が必要と判定された人に対して、特定保健指導を行う。	
②特定健診・特定保健指導の充実 ③データヘルス計画の実施	生活習慣病の予防、改善を図るため、生活習慣病予防教室を開催する	平成31年9月 ～ 平成32年3月	・講演会（糖尿病予防、脂質異常症予防、糖尿病性腎臓病）を3回実施する。 ・予防セミナー（栄養と病態講座、運動講習、調理実習）を計8回実施する。	

(4) 重要事項の調査研究

区 分	事業目的及びその実施計画	事業実施予定期間	事業の実施方法及び実施体制	備 考
①一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱の運用	一部負担金減免及び徴収猶予取扱要綱を適正に運用することにより被保険者の負担を軽減する。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	自己負担額の減額, 免除, 徴収猶予が必要と認められる被保険者に適用する。	
②制度改正等	特別会計の健全運営のため, 医療費等の推移の分析及び税率・繰入等について, 国・県の動向に注視する。	平成31年4月 ～ 平成32年3月	平成30年度からの広域化等の制度改正や法の改正等に注視し, 対応に遅れが出ないよう事務を進める。	